記 者 発 表 資 料

令和6年12月10日

○廃棄物焼却炉・最終処分場担当 廃棄物対策課指導班

千葉、佐々木 (022-211-2463)

○上記以外の大気基準適用施設担当 環境対策課大気環境班

佐藤、新貝 (022-211-2665) ○上記以外の水質基準適用施設担当

環境対策課水環境班 中村、吉田 (022-211-2666)

県内事業場のダイオキシン類の測定結果(令和5年度)について

1 趣旨

県内の事業場(仙台市内を除く)から排出されるダイオキシン類に関し、次の2件について発表します。

- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者による測定結果
- ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に対して県が実施した測定結果

2 事業者による測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、事業者の自主検査としてダイオキシン類の排出濃度等を測定した結果は次のとおりです。

(1) 大気基準適用施設

大気基準適用施設の設置者には、当該施設からの排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定が義務づけられています。廃棄物焼却炉においては、排出ガスのほか、ばいじん及び燃え殻についても併せて測定を行うことになっています。

測定結果は表1のとおりであり、いずれも排出基準に適合していました。

表1 大気基準適用施設のダイオキシン類濃度測定結果

(排出ガス:ng-TEQ/m³N、ばいじん・燃え殻:ng-TEQ/g)

特定施設 の 種 類	測定項目 *1		場数	施 設 数 *2		測定結果		
			未測定		未測定	不適合	自主測定	基準値
製鋼用電気炉	排出ガス	1	0	2	0	0	0.00088~	5
							0.0075	
アルミニウム合金	排出ガス	1	0	1	0	0	0	5
製造用溶解炉								
	排出ガス	65	0	80	0	0	0~3.7	0.1~10**3
廃棄物焼却炉	ばいじん			57	0		0~4.5	_
	燃え殻			61	0	_	0~2.8	_

^{※1} 測定項目のうち、ばいじんとは、集じん機によって集められた飛灰をいう。燃え殻とは、焼却残灰、炉清掃排出物などをいう。

- ※2 休止中の事業場及び施設を除いた数を計上している。
- ※3 廃棄物焼却炉に係る排出ガスの基準値は、廃棄物焼却炉の設置時期及び処理能力によって、0.1~10ng-TEQ/m³Nの間で定められている。
- ※4 廃棄物焼却炉のうち、構造によって、ばいじん、燃え殻が発生しないものがあり、この場合、その測定義務が適用されないため、測定項目ごとに施設数が異なる。

(2) 水質基準適用事業場

水質基準適用施設の設置者には、施設を設置する事業場からの排出水中のダイオキシン類濃度の測定が義務づけられています。

測定結果は表2のとおりであり、いずれも排出基準に適合していました。

表2 水質基準適用事業場のダイオキシン類濃度測定結果

特定施設の種類		事業場数		測定結果(pg-TEQ/L)	
		測定実施	未測定	自主測定	基準値
パルプ製造用塩素漂白施設	2	2		0.029	10
一				~ 0.068	
廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設	1	1		0.00060	10
下水道終末処理	1	1		0.00069	10
施 設	-	•		0.00003	10

(3) 最終処分場

最終処分場の設置者には、当該施設から排出される放流水及び周縁の地下水のダイオキシン類の測定が義務づけられています。ただし、埋め立てる廃棄物の種類及び集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして汚染が生ずるおそれがないことが明らかな場合はこの限りではありません。

測定結果は表3のとおりであり、測定を行った施設については、いずれも基準に 適合していました。

表3 最終処分場のダイオキシン類濃度測定結果

測	定項	目		施 設 数		測定結果	基 準
				測定実施	未測定	(pg-TEQ/L)	(pg-TEQ/L)
放	流	水	26	26	0	0~4.6	排出基準 10
地	下	水	26	26	0	0~0.36	環境基準 1

3 特定施設に対して県が実施した立入検査結果について

(1) 検査の目的

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、同法で定める排出濃度基準の適合状況 を検査するため、大気基準適用施設である廃棄物焼却炉の立入検査(排出ガス測 定)と、水質基準適用施設であるパルプ製造用塩素漂白施設の立入検査(排出水測 定)を実施しました。

なお、廃棄物焼却施設については、廃棄物処理法に基づき施設の構造基準及び維持管理基準の適合状況についても併せて確認を行い、必要な指導を実施しました。

(2) 検査結果の概要

イ 大気基準適用施設の排出ガス測定を行ったところ、ダイオキシン類濃度の測定結果は表4のとおりでした。排出基準に適合していない施設については、指導後に改善を確認しております。

表4 大気基準適用施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

合計	9		
	2	$0.0000024 \sim 1.5$	10
廃棄物焼却炉	7	$0.0016 \sim 5.7$	5
特定施設の種類	施設数	検査結果(ng-TEQ/m³N)	排出基準(ng-TEQ/m³N)

^{※1} 廃棄物焼却炉については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物焼却炉を設置する事業場の うちから9事業場を抽出、排出ガスの測定を実施している。

ロ 水質基準適用施設の排出水測定を行ったところ、ダイオキシン類濃度の結果は 表5のとおりであり、排出基準に適合していました。

表 5 水質基準適用施設の排出水中のダイオキシン類濃度測定結果

特定施設の種類	施設数	検査結果(pg-TEQ/L)	排出基準(pg-TEQ/L)
廃棄物焼却炉 廃ガス洗浄施設	1	0.0046	10

4 測定結果の公表について

個別の事業者の測定結果については、担当課(環境生活部環境対策課、廃棄物対策課)、各保健所,支所(黒川、栗原及び登米を除く。)、県政情報センター(県庁舎地下1階)及び各地方振興事務所県政情報コーナー(仙台地方振興事務所を除く。)において閲覧に供しています。

^{※2 2,3&#}x27;,4,4',5-PeCB(#118)が欠測のため参考値を記載しており、排出基準への適否は判定されない。